

公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 - 4	見 積 価 額	6 , 1 6 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	6 2 0 , 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
(土地)			
所 在	春日部市薄谷字久佛		
地 番	3 0 番 7		
地 目	宅地		
地 積	1 3 8 . 0 0 平方メートル		
(土地)			
所 在	春日部市薄谷字久佛		
地 番	3 1 番 4		
地 目	宅地		
地 積	1 2 . 0 0 平方メートル		
(建物)			
所 在	春日部市薄谷字久佛 3 0 番地 7		
家屋番号	3 0 番 7		
種 類	居宅		
構 造	木造スレート葺 2 階建		
床面積	1 階	6 2 . 1 0 平方メートル	
	2 階	4 0 . 5 7 平方メートル	
財産の状況			
1	公法上の規制		
	市街化調整区域		
	用途地域 指定なし（建ぺい率60%、容積率200%）		
2	接道条件		
	西側幅員約6.0メートル	市道	
	北側幅員約3.7メートル	市道	
3	画地条件		
	地勢：平坦、形状：ほぼ長方形		
	間口約16.7メートル、奥行約9.1メートル		
4	供給処理施設		
	上水道あり。下水道なし。都市ガスなし。		
5	最寄駅等		
	東武スカイツリーライン「一ノ割駅」から南西方面約1.6キロメートル （道路距離）		
6	築年月		
	昭和 6 1 年 3 月		
7	その他		
(1) 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及			

び関係公簿等を確認してください。

- (2) 執行機関(春日部市)は、公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても契約不適合責任を負いません。
- (3) 執行機関(春日部市)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
- (4) 土地の境界については隣接所有者と、接面道路の利用については、道路所有者とそれぞれ協議してください。
- (5) 土地汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。また、廃棄物等の埋設の有無についても専門的な調査は行っておりません。
- (6) 令和7年7月1日現在、埋蔵文化財包蔵地には該当しておりません。
- (7) 買受代金を納付した時に危険負担は買受人に移転します。その後に発生した財産の破損、焼失などによる損害の負担は買受人が負うことになります。
- (8) 権利移転に伴い費用(登録免許税等)は買受人の負担となります。また、地方税法に基づき、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税が課税されます。
- (9) 居住者なし。建物内部は未確認。
- (10) 敷地内に、物置1棟(築年月日不詳、未登記)があります。
- (11) 消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、春日部市が適格請求書を交付します。
見積価額に占める対象物件(建物)の価額の割合は、23.07%です。
- (12) 国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。

その他事項

混在財産

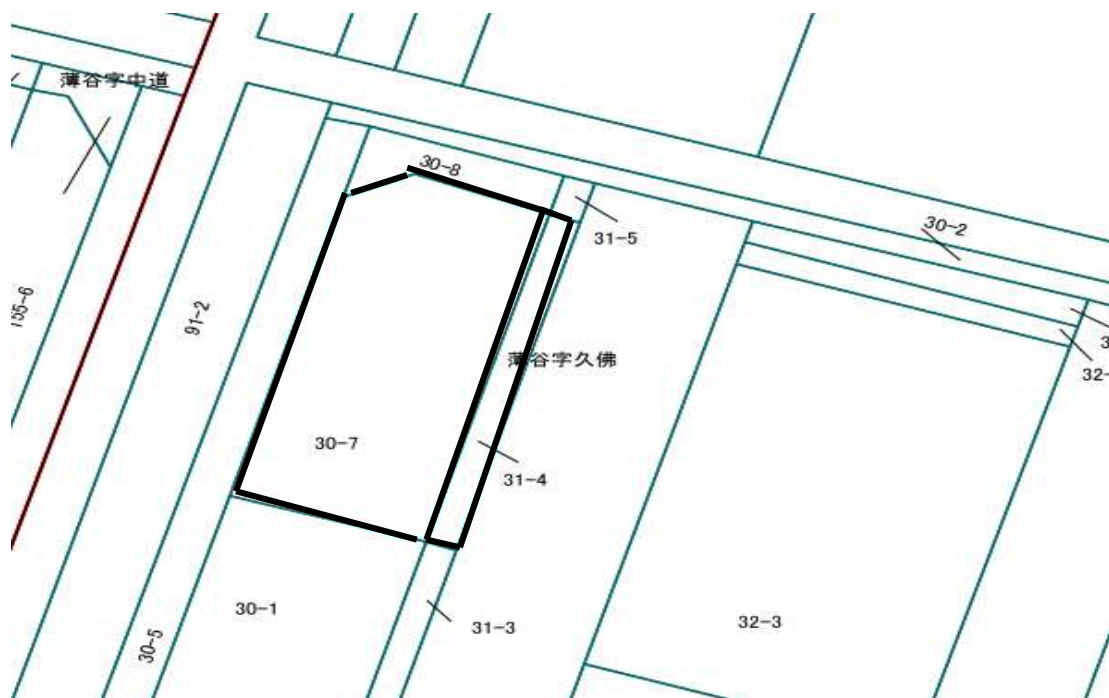
売却区分番号

東－４

[所在図]



[公図]



[写真]

北西から撮影



南西から撮影

